

日本小児リウマチ学会
学術集会発表における倫理指針

日本小児リウマチ学会（以下、「本会」と略す）は、会員などが学術集会発表において、以下の倫理指針を遵守するよう求める。

症例報告

症例報告は、「ヘルシンキ宣言（以後の改訂を含む）」を遵守し、個人の同定がなされないように情報の機密性に十分配慮し、また、対象となる個人の尊厳及び人権が十分に守られる内容でなくてはならない。

- (1) 患者が特定されないようにプライバシー保護に留意し、対象となる個人の尊厳及び人権が十分に守られるように配慮する。
- (2) 原則として本人（あるいはその代諾者）から口頭もしくは文書による同意を得る。
- (3) 個人が特定される可能性が高いと考えられる記述、ゲノムデータ、写真・家系図、等の情報（いわゆる個人識別符号）がある場合、関わる部分の記載または報告予定内容を提示した上で患者（あるいはその代諾者）からの書面による同意を得る。顔写真その他の取扱いについては、「論文や学会・研究会等で使用される患児の顔写真その他の取り扱いについてのガイドライン：日児誌 107:168-171, 2003」に準拠する。
- (4) 保険外診療や適応外使用に関しては、別途必要に応じて所属施設・機関等の倫理審査委員会・治験審査委員会等の承認を得る。
- (5) 症例集積研究は、下記の「人を対象とした研究」として扱う。症例集積研究に該当するかどうかについては、症例数は関係なく、発表の内容による。また、症例数によっては、「人を対象とした研究」として扱われる場合もあるため、原則として所属施設・機関等の倫理審査委員会・治験審査委員会等の判断に従う。

人を対象とした研究（観察研究、介入研究）

人を対象とした研究は、「ヘルシンキ宣言（以後の改訂を含む）」、国により策定された医学研究に関する最新の法令および指針、またこれらに準ずる指針の規定を遵守する必要がある。

- (1) 所属施設・機関等の倫理審査委員会・治験審査委員会等の承認を得る。所属施設・機関等の倫理審査委員会・治験審査委員会等において審査不要の判断となった場合は、審査不要の判断となった旨を同様に報告する。
- (2) 患者等の匿名性を十分守ったうえで、患者（あるいはその代諾者）からインフォームド・コンセントを取得、またはオプトアウトを行なう。また、小児患者からはインフォームド・アセントを取得する。

動物を対象とした研究

動物を対象とした研究は、「大学における動物実験の実施に関する基本的な考え方について（日本学術審議会）」および関連する指針の規定を遵守する。